

平成 27 年 3 月 17 日

## 大規模災害時等における情報収集にアマチュア無線を活用 アマチュア無線協議会と協定締結

16 日、豊島区は、豊島区アマチュア無線協議会〔コールサイン：JJ1YXM〕（代表 平野幸男〔コールサイン：JA1BTS〕氏 会員数 25 名）と、大規模災害時等における情報収集等の協力に関する協定を締結した。

災害時には、被害状況を把握、伝達し、的確な応急対策を実施するとともに、被災住民等に対しての適切な広報活動が必要である。迅速な情報収集や伝達により、パニックを防止し、社会的混乱を最小限に留めるために、非常時対応としてアマチュア無線家にも協力を依頼する。

今回の協定締結は、災害時にアマチュア無線を活用したいという区の意向と、災害時にはボランティアとして協力したいというアマチュア無線家の思いが一致し実現した。

区では5月にオープンする新庁舎の災害対策センター内にアマチュア無線局を開設する予定で、今後、大規模災害発生時等には、必要に応じて、区が情報の収集、報告及び伝達の協力を要請する。さらに、円滑な災害情報通信活動に向け、平常時には区が行う通信訓練等にも協力する。同会事務局の中川眞之介〔コールサイン：JA1GDM〕氏は「せっかく国が認めている電波を活用しないのはもったいない」と語った。

協定締結にあたり、高野之夫豊島区長は「非常時には、新庁舎の災害対策センターで、皆さんのお力をお貸しいただきたい」と連携への期待を述べた。

### 協定締結式

日 時 平成 27 年 3 月 16 日 午後 5 時から

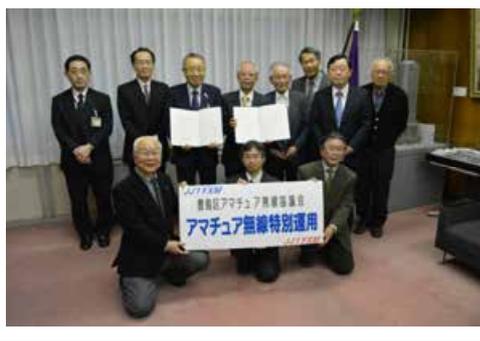
場 所 区長応接室

協定名「大規模災害時等における豊島区と豊島区アマチュア無線協議会との情報収集等の協力に関する協定」

協定締結の様子（左・高野区長）



協定締結後の様子



問い合わせ：防災課

# 大規模災害時等における豊島区と豊島区アマチュア無線協議会との 情報収集等の協力に関する協定

豊島区（以下「甲」という。）と豊島区アマチュア無線協議会（以下「乙」という。）は、大規模災害時における情報収集等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

## （目 的）

第1条 この協定は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「大規模災害発生時等」という。）に、甲が行う情報収集等に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

## （要 請）

第2条 甲は、大規模災害発生時等の情報の収集、報告及び伝達（以下「災害情報通信活動」という。）に関し、必要に応じて、乙に協力を要請する。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲の災害情報通信活動に協力する。

3 乙が災害状況により緊急を要すると判断し、前項の要請を待たずに災害情報通信活動を行う場合には、甲に対し、事前に通知をし、甲の承認を得るものとする。ただし、事前に通知をすることができない正当な理由がある場合には、この限りではない。

4 前項ただし書きにより、事前に甲の承認が得られないときには、乙は、事後に報告をし、甲の承認を受けるものとする。

5 甲は、前項の承認をした場合には、乙の災害情報通信活動を遡って承認したものとする。

## （統 制）

第3条 乙は、この協定に基づき、災害情報通信活動を行う時には、豊島区災害対策本部に設置する基地局の統制に従うものとする。

## （従事者の損害補償）

第4条 第2条に基づく災害情報通信活動に従事したことにより、乙の従事者が負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「豊島区防災業務従事者損害補償条例」（平成17年豊島区条例第38号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

(平常時の訓練)

第5条 甲は、乙が平常時に行う円滑な災害情報通信活動に寄与する通信訓練等に協力するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙双方から意思表示がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年3月16日